

4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下「対象区域」という。）の概況（以下「地域特性」という。）について、既存の文献及び資料をもとにとりまとめました。

対象区域は、図 3.2-1 及び図 4-1 に示すとおりです。

なお、統計資料等より、市単位で地域特性を把握する事項については、都市計画対象道路事業実施区域の存在する市（鈴鹿市及び亀山市とし、以下「対象市」という。）を対象としました。

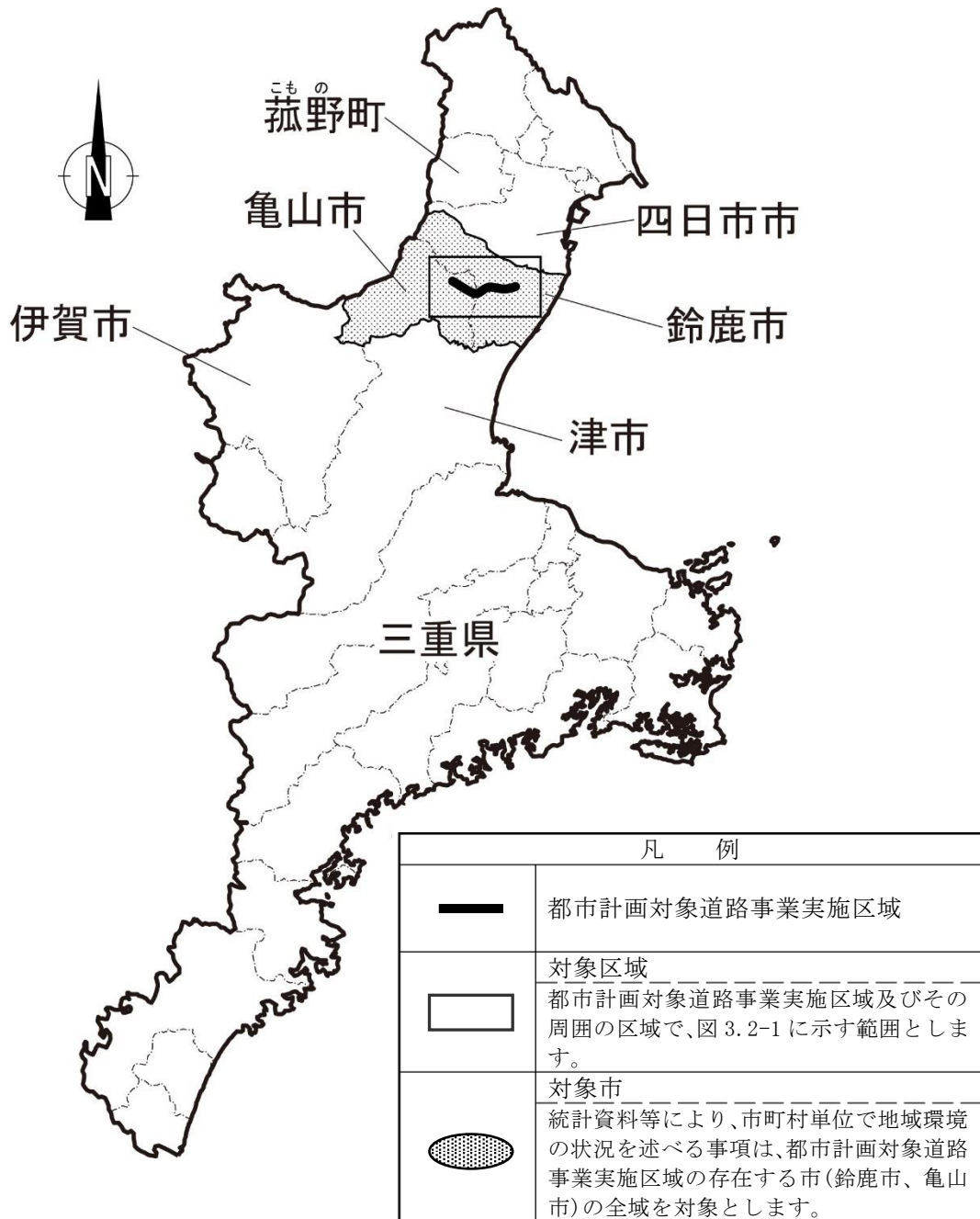


図 4-1 対象区域及び対象市の概要

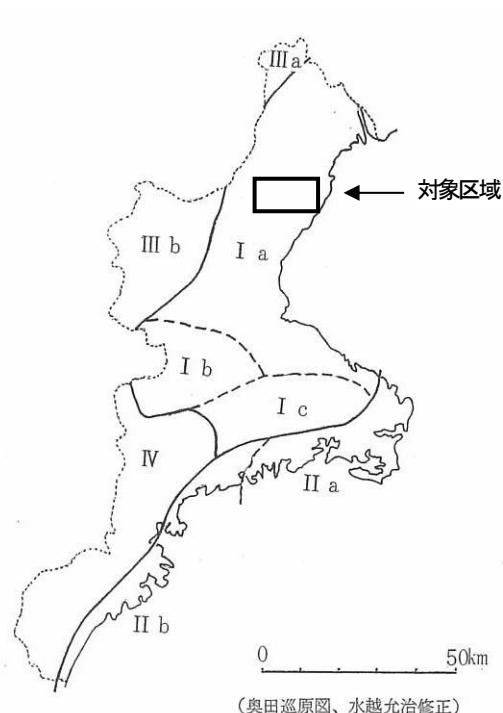
4.1. 自然的状況

4.1.1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象の状況

三重県の気候は、概して太平洋側の気候を呈し温暖ですが、南北に長く、また海岸、盆地、山地等地形的な変化に富んでいることや、本州の中で太平洋と日本海が最も接近したところに県域の一部を有していること等から、地域によってかなりの差異があります。

三重県の気候区分は、図 4.1-1 に示すとおりです。



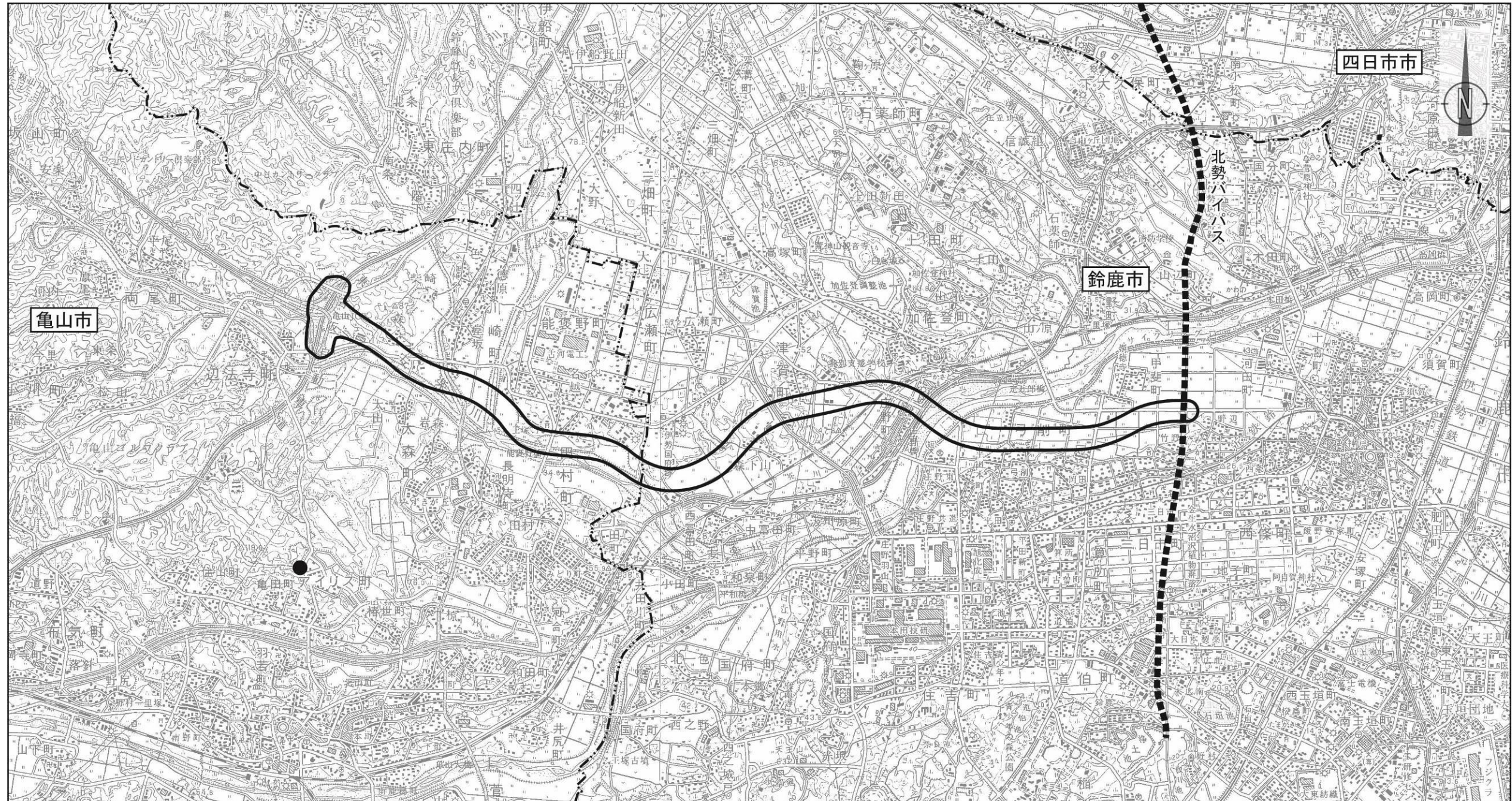
- I a : 標準的な東海型の気候区
年平均気温 14～15℃、年降水量 1,800mm 内外。
- I b : 東海型の気候区であるが、内陸的な特性を持ち、寒暑の差がやや大きい。
- I c : 東海型と南海型の漸移的な気候区、降水量が多くなり、年間で 2,000mm をこえる。
- II a : 寒暑の差の少ない海洋的な気候区。南海型。
年平均気温は 16℃ をこえ、年降水量は、2,000～2,500mm。
- II b : II a よりもさらに温暖多雨である。年平均気温 16～17℃、年降水量は、2,500mm をこえ、ところによっては、3,000mm にも達する。
- III a : 内陸的な気候でかつ冬の降水量が多い。年降水量は 2,000mm をこえる。
- III b : 内陸気候の典型、寒暑の差が大きく、年降水量は 1,500mm 程度。
- IV : 南海型の気候に似ているが、内陸的または山岳的な特性が濃い。山岳部は冬特に低温となる。降水量は 3,000mm 以上、4,000mm をこえるところもある。

出典：「三重県の地理 三重県郷土資料叢書 第 69 集」
(昭和 50 年 7 月、三重県郷土資料刊行会)

図 4.1-1 三重県の気候区分

対象区域は、標準的な東海型の気候区に属した区域となっています。

対象区域には、亀山地域気象観測所(所在地：亀山市椿世町)があり、降水量、気温、風向、風速及び日照時間を観測しています。対象区域における気象観測所の位置は、図 4.1-2 に示すとおりです。



凡例	
記号	名称
●	亀山地域気象観測所
〇	都市計画対象道路事業実施区域

出典：地域気象観測所一覧（平成31年3月、気象庁）

図番号	図 4.1-2
図名	気象観測所位置図
S = 1:50,000 	

亀山地域気象観測所で観測された年次別気象概況は、表 4.1-1 に示すとおりです。過去 10 年間の気象概況は、平均気温は 14.7～15.9℃、年間降水量は 1,565～2,517mm、年間降水日数は 98～124 日、年間日照時間は 1,895.0～2,182.6 時間、風向は西北西の風が最多であり、風速は 2.1～2.5m/s です。

また、気温、降水量、降水日数、日照時間、風向・風速の月別気象概況は、表 4.1-2 及び図 4.1-3 に示すとおりです。

表 4.1-1(1) 年次別気象概況(平成 21 年～平成 30 年の 10 年間)

亀山地域気象観測所

年次	気温(℃)			降水量 (mm/年)	降水日数 (日/年)	日照時間 (時/年)
	平均	最高	最低			
平成 21 年	15.1	34.5	-5.4	1,771	115	1,980.8
平成 22 年	15.4	36.8	-4.0	2,014	102	2,010.2
平成 23 年	14.9	36.3	-4.2	2,119	113	1,999.0
平成 24 年	14.7	36.0	-5.8	2,517	114	1,932.1
平成 25 年	15.3	37.5	-4.6	1,565	98	2,182.6
平成 26 年	15.0	37.2	-4.9	1,944	119	2,018.8
平成 27 年	15.5	37.8	-3.3	2,038	123	1,895.0
平成 28 年	15.9	35.3	-4.2	1,927	123	1,943.8
平成 29 年	14.9	34.9	-2.9	1,657	121	2,011.4
平成 30 年	15.8	38.3	-4.6	1,858	124	2,173.1

注 1) 平均気温は月平均気温の年間平均値

2) 最高気温は月最高気温の年間最高値

3) 最低気温は月最低気温の年間最低値

出典：「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

表 4.1-1(2) 年次別気象概況(平成 21 年～平成 30 年の 10 年間)

亀山地域気象観測所

年次	風向・風速	
	最多風向 16 方位	平均風速 (m/s)
平成 21 年	西北西	2.1
平成 22 年	西北西	2.5
平成 23 年	西北西	2.4
平成 24 年	西北西	2.5
平成 25 年	西北西	2.4
平成 26 年	西北西	2.4
平成 27 年	西北西	2.3
平成 28 年	西北西	2.3
平成 29 年	西北西	2.3
平成 30 年	西北西	2.4

注 1) 最多風向は毎正時の風向の年間最多となる風向

2) 平均風速は月平均風速の年間平均値

出典：「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

表 4.1-2(1) 月別気象概況(平成 21 年～平成 30 年の 10 年間)

亀山地域気象観測所

月	気温(°C)			降水量 (mm/月)	降水日数 (日/月)	日照時間 (時/月)
	平均	最高	最低			
1 月	4.0	13.9	-4.1	59.5	7.4	154.8
2 月	5.0	17.3	-3.8	73.2	7.9	145.5
3 月	8.2	22.3	-2.3	121.7	10.5	190.5
4 月	13.5	27.8	1.7	173.8	10.3	189.1
5 月	18.4	31.2	6.7	158.4	8.8	210.0
6 月	21.8	33.2	12.3	262.9	12.1	142.3
7 月	26.2	35.8	19.1	206.3	11.2	165.4
8 月	27.0	36.0	18.8	219.3	10.8	191.9
9 月	23.0	32.4	13.6	323.6	11.7	157.5
10 月	17.6	28.1	6.2	191.0	9.9	158.4
11 月	11.8	22.8	0.9	83.0	7.1	155.8
12 月	6.5	17.2	-2.5	68.3	7.5	153.5

- 注 1) 平均気温は月平均気温の 10 年平均値
 2) 最高気温は月最高気温の 10 年平均値
 3) 最低気温は月最低気温の 10 年平均値
 4) 降水量は月合計降水量の 10 年平均値
 5) 降水日数は月合計 1mm 以上の日数の 10 年平均値
 6) 日照時間は月合計時間の 10 年平均値

出典：「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

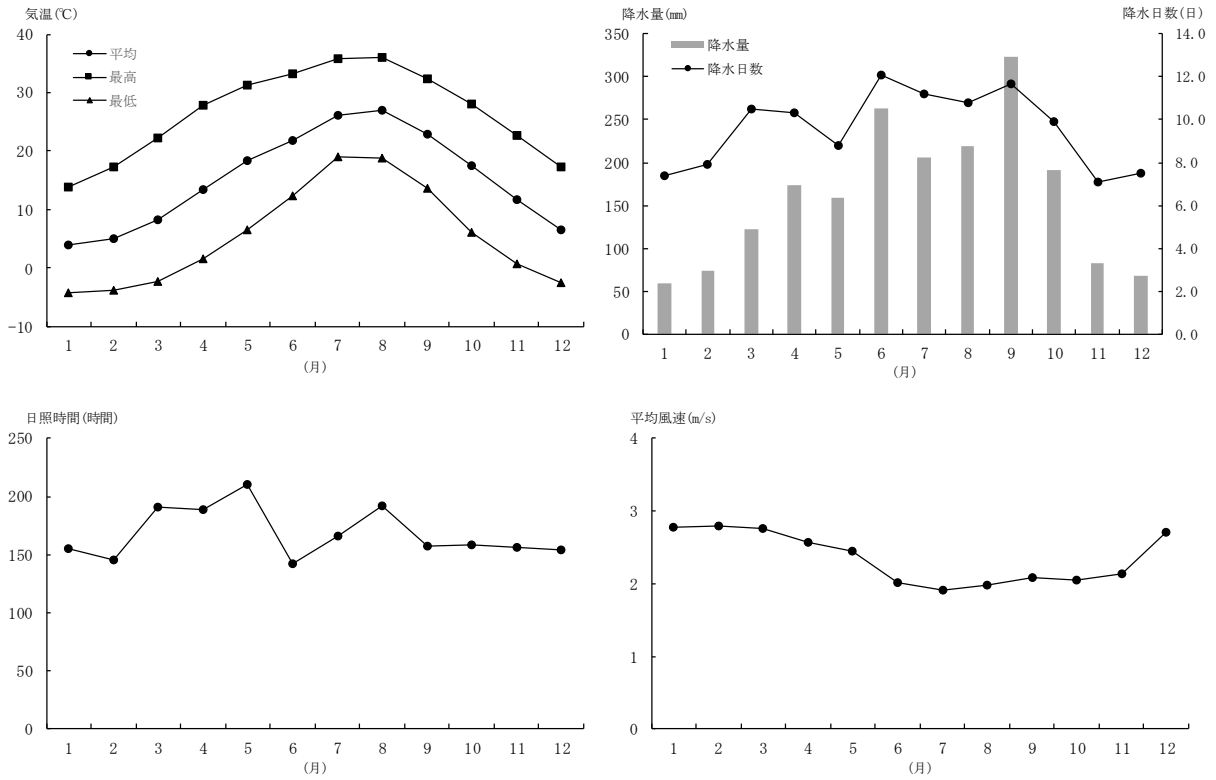
表 4.1-2(2) 月別気象概況(平成 21 年～平成 30 年の 10 年間)

亀山地域気象観測所

月	風向・風速	
	最多風向 16 方位	平均風速 (m/s)
1 月	西北西	2.8
2 月	西北西	2.8
3 月	西北西	2.8
4 月	西北西	2.6
5 月	西北西	2.4
6 月	東南東	2.0
7 月	西北西	1.9
8 月	西北西	2.0
9 月	西北西	2.1
10 月	西北西	2.1
11 月	西北西	2.1
12 月	西北西	2.7

- 注 1) 最多風向は月最多風向の 10 年間最多となる風向
 2) 平均風速は月平均風速の 10 年平均値

出典：「気象統計情報」(気象庁ホームページ)



出典：「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

図 4.1-3 亀山地域気象観測所における月別気象概況(平成21年～平成30年の10年間)

2) 大気質の状況

対象区域には、大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類調査地点として、表 4.1-3 に示すとおり一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）1箇所、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）1箇所、ダイオキシン類調査地点1箇所があります。

各大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類調査地点の所在地と測定項目は、表 4.1-3 に、大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類調査地点の位置は、図 4.1-4 に示すとおりです。

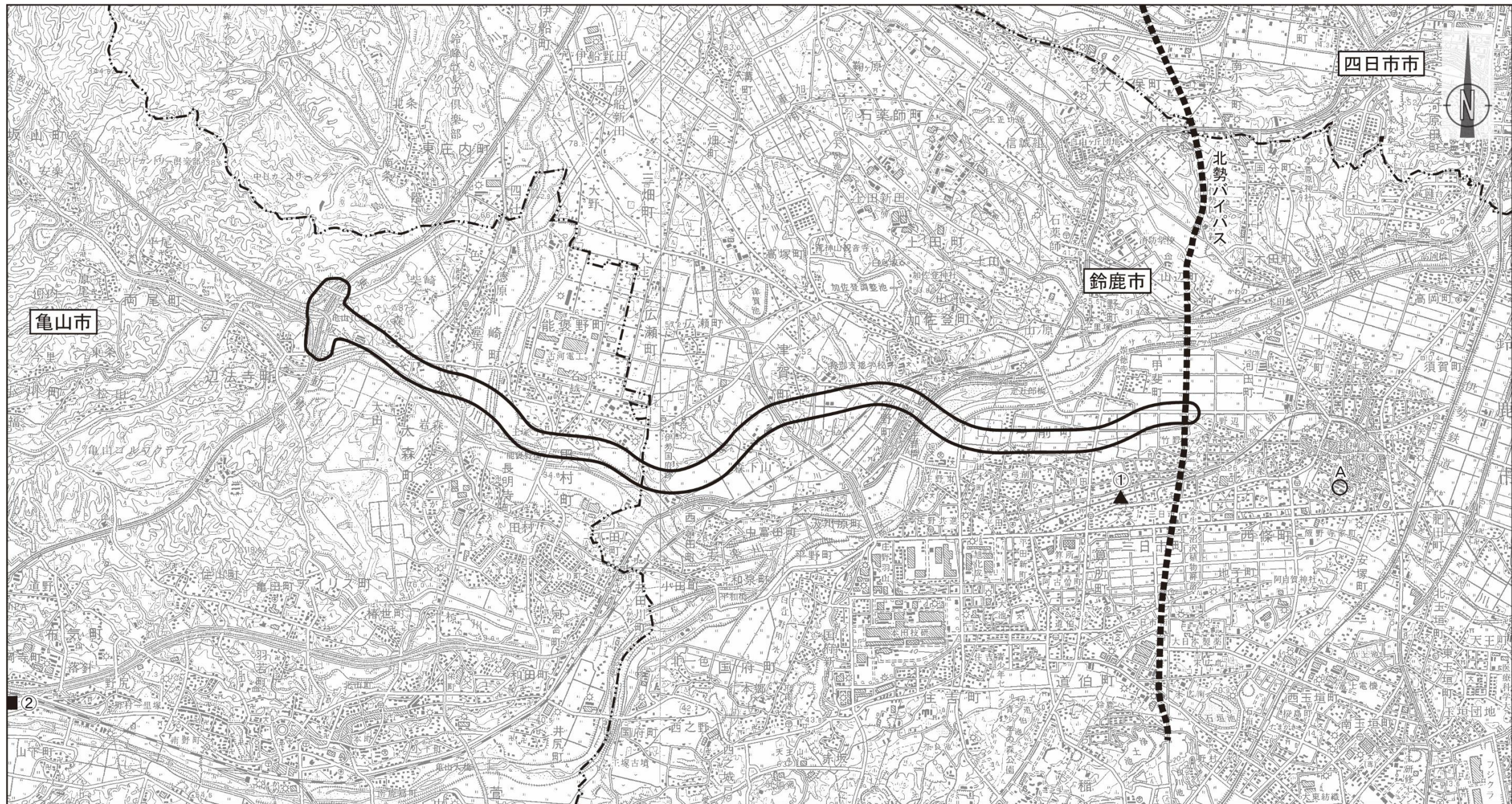
表 4.1-3 大気汚染常時監視測定局の所在地と測定項目（平成 29 年度）

番号	局種別	測定局名	所在地 (設置場所)	測定項目						
				二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類
①	一般局	鈴鹿算所 保育所	鈴鹿市算所 5-17-1	○	○	○	—	○	○	—
②	自排局	国道 25 号 亀山	亀山市太岡寺町 1310	○	○	—	○	—	—	—
A	ダイオキシン 類調査地点	神戸高等学校	鈴鹿市神戸	—	—	—	—	—	—	○

注1) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

2) 神戸高等学校におけるダイオキシン類調査は平成 29 年度には行われていないため、平成 28 年度の値を使用しました。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」（平成 30 年 10 月、三重県）



凡例				
記号	番号	名称等	備考	
▲	①	鈴鹿算所保育所	大気汚染監視測定局	一般環境大気測定局
■	②	国道25号亀山	大気汚染測定局常時	自動車排出ガス測定局
○	A	神戸高等学校	ダイオキシン類調査地点	
〇		都市計画対象道路事業実施区域		

出典：「環境省大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)」
 (環境省水・大気環境局大気環境課ホームページ)
 「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

図番号	図 4.1-4
図名	大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類調査地点位置図
S = 1:50,000 	

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

平成 29 年度の測定結果は表 4.1-4 に、過去 5 年間の年平均値の変化は表 4.1-5 及び図 4.1-5 に示すとおりです。

平成 29 年度における日平均値の年間 98%値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.029ppm、自排局の国道 25 号亀山局で 0.026ppm となっており、環境基準を達成しています。また、平成 29 年度における年平均値はいずれの測定局も 0.02ppm 以下であり、全ての測定局で三重県の環境保全目標(年平均値が 0.02ppm 以下であることを達成しています)を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、一般局、自排局ともに横這い傾向にあります。

表 4.1-4 二酸化窒素測定結果(平成 29 年度)

番号	局種別	測定局名	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最大値(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	環境基準の達成有無
						日数	%	日数	%			
①	一般局	鈴鹿算所保育所	365	8,677	0.012	0	0.0	0	0.0	0.055	0.029	○
②	自排局	国道 25 号亀山	365	8,675	0.013	0	0.0	0	0.0	0.052	0.026	○

注 1) ザルツマン係数は 0.84、酸化率は 70%として算出しました。

2) 国道 25 号亀山は、自動車排出ガス測定局です。

3) 環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であることです。

4) 環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の低い方から 98%に相当するもので行います。

5) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

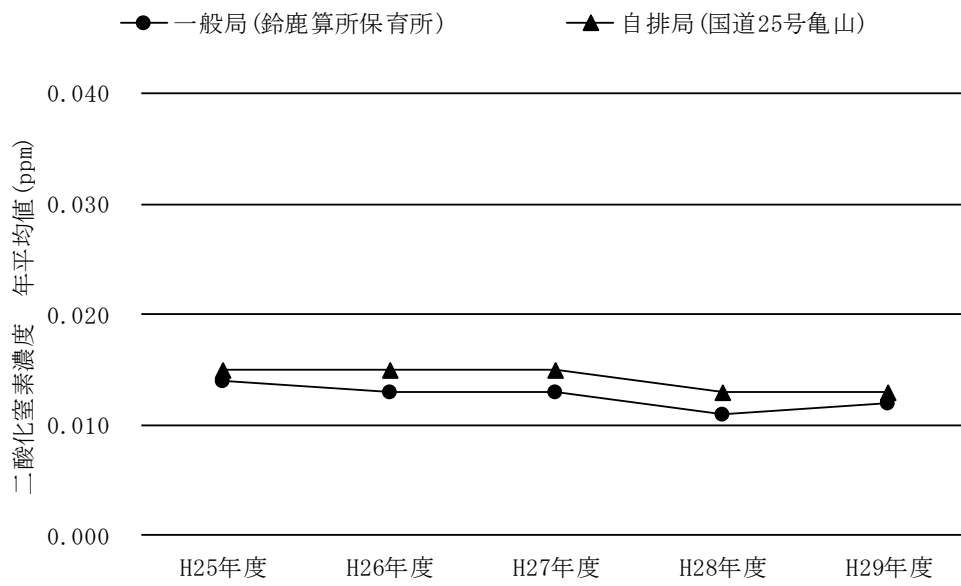
表 4.1-5 二酸化窒素濃度の経年変化(年平均値)

単位：ppm

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①	一般局	鈴鹿算所保育所	0.014	0.013	0.013	0.011	0.012
②	自排局	国道 25 号亀山	0.015	0.015	0.015	0.013	0.013

注) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)



出典：「平成30年版三重県環境白書」（平成30年10月、三重県）

図 4.1-5 二酸化窒素濃度の経年変化(年平均値)

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 29 年度の測定結果は、表 4.1-6 に、過去 5 年間の年平均値の変化は、表 4.1-7 及び図 4.1-6 に示すとおりです。

平成 29 年度における日平均値の 2%除外値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.042mg/m³、自排局の国道 25 号亀山局が 0.036mg/m³となっており、環境基準を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、一般局及び自排局ともに横這い傾向にあります。

表 4.1-6 浮遊粒子状物質測定結果(平成 29 年度)

番号	局種別	測定局名	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最大値(mg/m ³)	日平均値の年間2%除外値(mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成有無
						時間	%	日数	%				
①	一般局	鈴鹿算所保育所	361	8,691	0.018	0	0.0	0	0.0	0.114	0.042	無	○
②	自排局	国道 25 号亀山	362	8,686	0.014	0	0.0	0	0.0	0.114	0.036	無	○

注 1) 測定方法はベータ(β)線吸収法とします。

2) 環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して行います。但し、日平均値が 0.10mg/m³を超える日が 2 日以上連続した場合にはこのような取り扱いは行わないで評価します。

3) 環境基準は 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、且つ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であることとします。

4) 国道 25 号亀山は自動車排出ガス測定局です。

5) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

表 4.1-7 浮遊粒子状物質濃度の経年変化(年平均値)

単位：mg/m³

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①	一般局	鈴鹿算所保育所	0.023	0.021	0.020	0.018	0.018
②	自排局	国道 25 号亀山	0.017	0.019	0.017	0.016	0.014

注) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

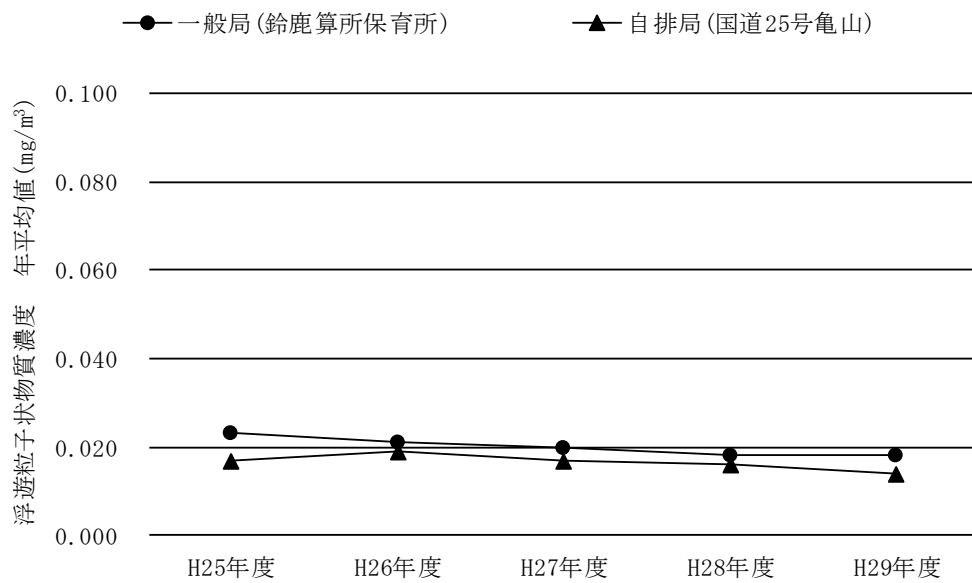
出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

「平成 29 年版三重県環境白書」(平成 29 年 10 月、三重県)

「平成 28 年版三重県環境白書」(平成 28 年 10 月、三重県)

「平成 27 年版三重県環境白書」(平成 27 年 10 月、三重県)

「平成 26 年版三重県環境白書」(平成 26 年 10 月、三重県)



出典：「平成30年版三重県環境白書」（平成30年10月、三重県）
「平成29年版三重県環境白書」（平成29年10月、三重県）
「平成28年版三重県環境白書」（平成28年10月、三重県）
「平成27年版三重県環境白書」（平成27年11月、三重県）
「平成26年版三重県環境白書」（平成26年12月、三重県）

図 4.1-6 浮遊粒子状物質濃度の経年変化(年平均値)

(3) 二酸化硫黄 (SO₂)

平成 29 年度の測定結果は、表 4.1-8 に、過去 5 年間の年平均値の変化は、表 4.1-9 及び図 4.1-7 に示すとおりです。

平成 29 年度における日平均値の年間 2%除外値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.003ppm であり、環境基準を達成しています。また、平成 29 年度における年平均値は 0.002ppm であり、三重県の環境保全目標(年平均値が 0.017ppm 以下であること)を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、横這い傾向にあります。

表 4.1-8 二酸化硫黄測定結果(平成 29 年度)

番号	局種別	測定局名	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1時間値の最大値(ppm)	日平均値の年間 2%除外値(ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の達成有無
						時間	%	日数	%				
①	一般局	鈴鹿算所保育所	364	8,676	0.002	0	0.0	0	0.0	0.046	0.003	無	○

注 1) 環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して行います。但し、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合にはこのような取り扱いは行わないで評価します。

2) 環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であることです。

3) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

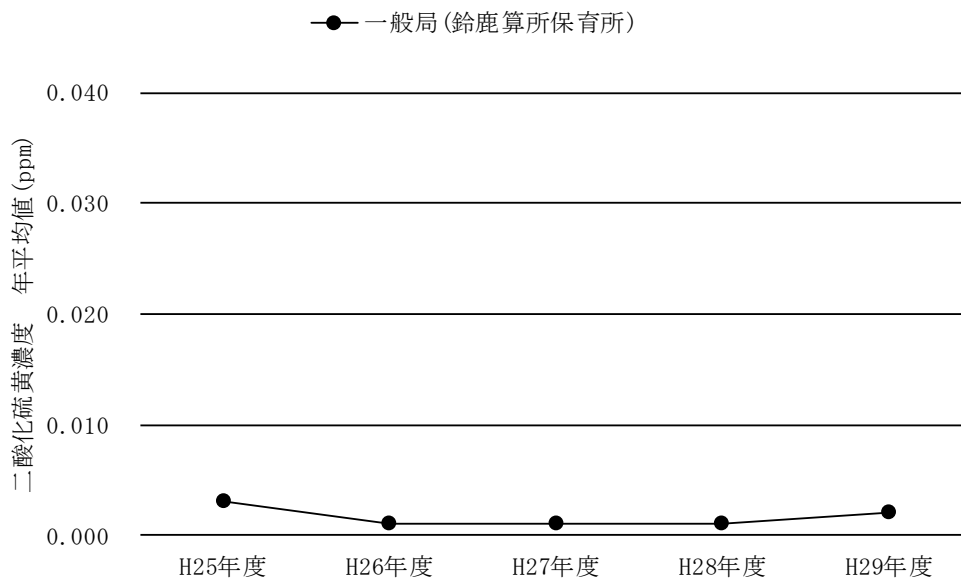
表 4.1-9 二酸化硫黄濃度の経年変化(年平均値)

単位：ppm

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①	一般局	鈴鹿算所保育所	0.003	0.001	0.001	0.001	0.002

注)番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)



出典：「平成30年版三重県環境白書」（平成30年10月、三重県）

図 4.1-7 二酸化硫黄濃度の経年変化(年平均値)

(4) 一酸化炭素 (CO)

平成 29 年度の測定結果は、表 4.1-10 に、過去 5 年間の年平均値の変化は、表 4.1-11 及び図 4.1-8 に示すとおりです。

平成 29 年度における日平均値の年間 2%除外値は、自排局の国道 25 号亀山局で 0.5ppm であり、環境基準を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、横這い傾向にあります。

表 4.1-10 一酸化炭素測定結果(平成 29 年度)

番号	局種別	測定局名	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最大値(ppm)	日平均値の年間2%除外値(ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成有無
						回数	%	日数	%				
②	自排局	国道 25 号亀山	334	7,957	0.3	0	0.0	0	0.0	1.5	0.5	無	○

注 1) 環境基準の長期的評価は日平均値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外して評価します。但し、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合はこのような扱いはしません。

2) 環境基準は 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であることです。

3) 国道 25 号亀山は、自動車排出ガス測定局です。

4) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

表 4.1-11 一酸化炭素濃度の経年変化(年平均値)

単位：ppm

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
②	自排局	国道 25 号亀山	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3

注) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

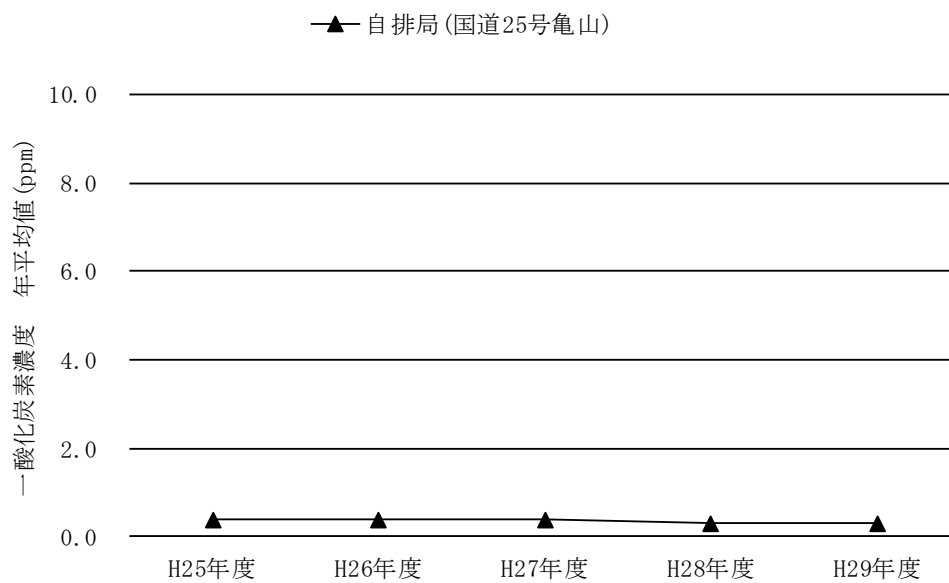
出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

「平成 29 年版三重県環境白書」(平成 29 年 10 月、三重県)

「平成 28 年版三重県環境白書」(平成 28 年 10 月、三重県)

「平成 27 年版三重県環境白書」(平成 27 年 10 月、三重県)

「平成 26 年版三重県環境白書」(平成 26 年 10 月、三重県)



出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)
「平成 29 年版三重県環境白書」(平成 29 年 10 月、三重県)
「平成 28 年版三重県環境白書」(平成 28 年 10 月、三重県)
「平成 27 年版三重県環境白書」(平成 27 年 10 月、三重県)
「平成 26 年版三重県環境白書」(平成 26 年 10 月、三重県)

図 4.1-8 一酸化炭素濃度の経年変化(年平均値)

(5) 光化学オキシダント

平成 29 年度の測定結果は、表 4.1-12 に、過去 5 年間の年平均値の変化は、表 4.1-13 及び図 4.1-9 に示すとおりです。

平成 29 年度における昼間の 1 時間値の最高値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.102ppm であり、環境基準を達成していません。

昼間の日最高 1 時間値の平均値の過去 5 年間の経年変化は、横這い傾向にあります。

表 4.1-12 光化学オキシダント測定結果(平成 29 年度)

番号	局種別	測定局名	昼間測定日数(日)	昼間測定時間(時間)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値の最高値(ppm)	日最高1時間値の年平均値(ppm)	環境基準の達成有無
					時間	%	日数	%			
①	一般局	鈴鹿算所保育所	364	5,416	394	7.27	0	0.0	0.102	0.049	×

注 1) 環境基準は 1 時間値が 0.06ppm 以下であることとします。

2) 昼間値とは 5 時から 20 時までの時間内のこととします。

3) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

表 4.1-13 光化学オキシダントの昼間年平均値(日最高 1 時間値)の経年変化

単位：ppm

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①	一般局	鈴鹿算所保育所	0.050	0.051	0.055	0.053	0.049

注) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

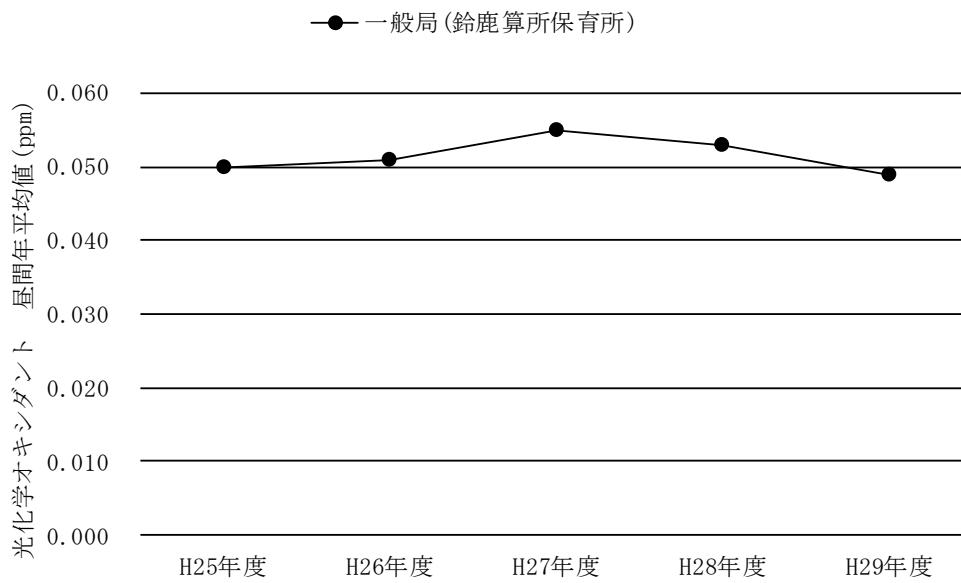
出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

「平成 29 年版三重県環境白書」(平成 29 年 10 月、三重県)

「平成 28 年版三重県環境白書」(平成 28 年 10 月、三重県)

「平成 27 年版三重県環境白書」(平成 27 年 10 月、三重県)

「平成 26 年版三重県環境白書」(平成 26 年 10 月、三重県)



出典：「平成 30 年版三重県環境白書」（平成 30 年 10 月、三重県）
「平成 29 年版三重県環境白書」（平成 29 年 10 月、三重県）
「平成 28 年版三重県環境白書」（平成 28 年 10 月、三重県）
「平成 27 年版三重県環境白書」（平成 27 年 10 月、三重県）
「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

図 4.1-9 光化学オキシダントの昼間年平均値の経年変化

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

平成 29 年度の測定結果は、表 4.1-14 に、過去 5 年間の年平均値の変化は、表 4.1-15 及び図 4.1-10 に示すとおりです。

平成 29 年度における年平均値及び日平均値の年間 98 パーセンタイル値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で $29.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準を達成しています。

年平均値の過去 5 年の経年変化は減少傾向にあります。

表 4.1-14 微小粒子状物質測定結果(平成 29 年度)

番号	局種別	測定局名	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98パーセンタイル値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		環境基準の達成有無
							日数	%	日数	%	
①	一般局	鈴鹿算所保育所	358	8,658	12.1	29.0	98	27.4	1	0.3	○

注 1) 測定方法はベータ(β)線吸収法としています。

2) 環境基準は1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることです。

環境基準の評価は、測定値の1年平均値を長期基準(1年平均値)と、1日平均値の年間98パーセンタイル値を短期基準(1日平均値)と比較し、両方を満足した場合に「達成」と評価します。

3) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

表 4.1-15 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①	一般局	鈴鹿算所保育所	15.4	15.1	13.5	11.9	12.1

注) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

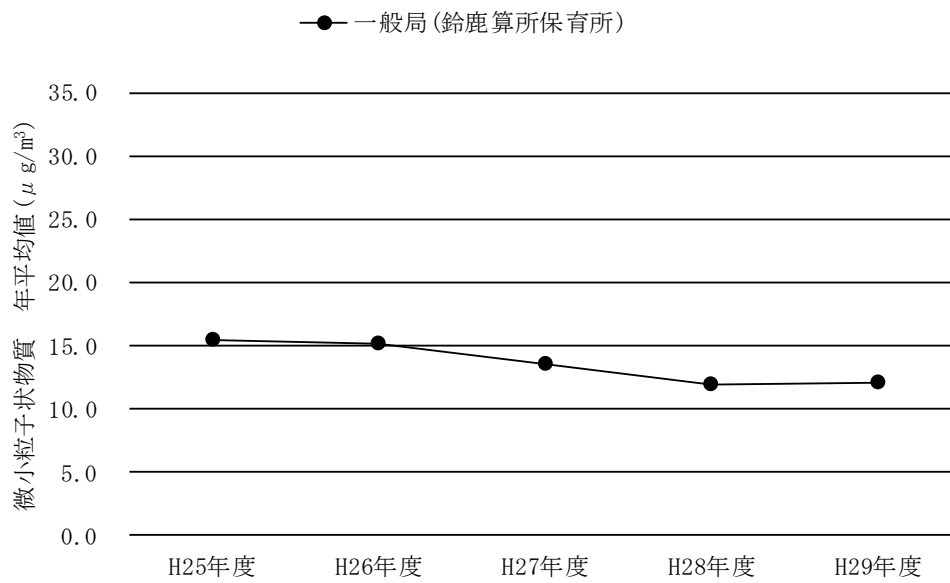
出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

「平成 29 年版三重県環境白書」(平成 29 年 10 月、三重県)

「平成 28 年版三重県環境白書」(平成 28 年 10 月、三重県)

「平成 27 年版三重県環境白書」(平成 27 年 10 月、三重県)

「平成 26 年版三重県環境白書」(平成 26 年 10 月、三重県)



出典：「平成 30 年版三重県環境白書」（平成 30 年 10 月、三重県）
「平成 29 年版三重県環境白書」（平成 29 年 10 月、三重県）
「平成 28 年版三重県環境白書」（平成 28 年 10 月、三重県）
「平成 27 年版三重県環境白書」（平成 27 年 10 月、三重県）
「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

図 4.1-10 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)

(7) ダイオキシン類

平成 28 年度の測定結果は表 4.1-16 に、過去 5 年間の年平均値の変化は表 4.1-17 及び図 4.1-11 に示すとおりです。

平成 28 年度における年平均値は、神戸高等学校で 0.014pg-TEQ/m³ であり、環境基準を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、減少傾向にあります。

表 4.1-16 ダイオキシン類測定結果(平成 28 年度)

単位：pg-TEQ/m³

番号	調査地点名	年平均値	春季	夏季	秋季	冬季	環境基準の達成有無
A	神戸高等学校	0.014	—	0.0071	—	0.020	○

注 1) 環境基準は年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であることです。

2) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

3) 神戸高等学校におけるダイオキシン類調査は、平成 29 年度には行われていないため、平成 28 年度の値を使用しました。

出典：「平成 29 年版三重県環境白書」(平成 29 年 10 月、三重県)

表 4.1-17 ダイオキシン類の経年変化(年平均値)

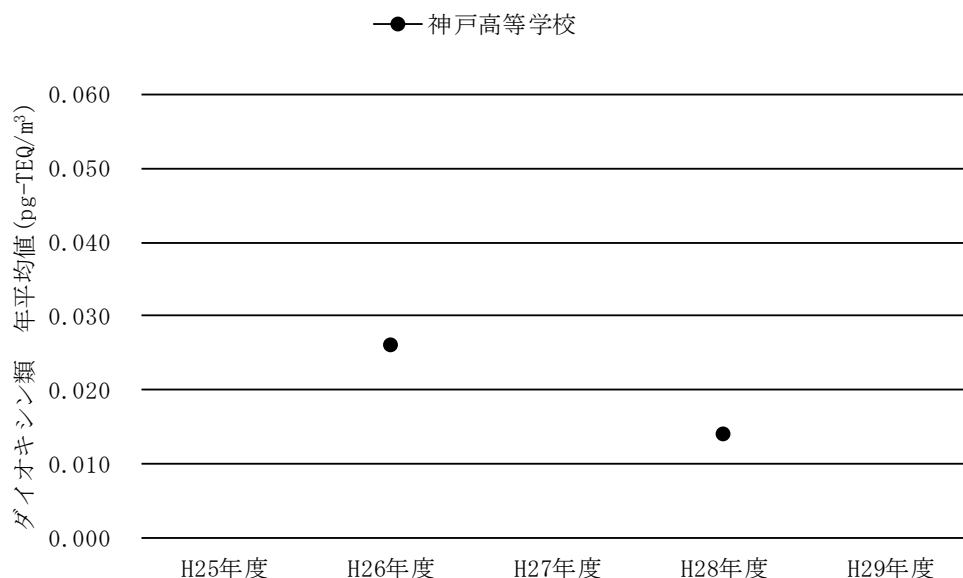
単位：pg-TEQ/m³

番号	調査地点名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
A	神戸高等学校	—	0.026	—	0.014	—

注) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典：「平成 29 年版三重県環境白書」(平成 29 年 10 月、三重県)

「平成 27 年版三重県環境白書」(平成 27 年 10 月、三重県)



出典：「平成 29 年版三重県環境白書」(平成 29 年 10 月、三重県)

「平成 27 年版三重県環境白書」(平成 27 年 10 月、三重県)

図 4.1-11 ダイオキシン類の経年変化(年平均値)

3) 騒音の状況

対象区域では、一般環境騒音については亀山市の8地点で測定を行っており、道路交通騒音については鈴鹿市の2地点、亀山市の1地点で測定を行っています。

これらの測定結果は、表 4.1-18 及び表 4.1-19 に、測定地点の位置は、図 4.1-12 に示すとおりです。

一般環境騒音の測定地点のうち全ての地点で環境基準を達成しています。

道路交通騒音の測定地点のうち1地点において要請限度を超過しています。

表 4.1-18 一般環境騒音測定結果(平成 29 年度)

番号	地域類型	用途地域	測定地点	等価騒音レベル (dB)		環境基準との適合状況 (達成○、超過×)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
①	A	第1種低層住居専用地域	亀山市みどり町 29-8	42	36	○	○
②	A	第1種中高層住居専用地域	亀山市和田町 1236-87	45	42	○	○
③	B	第1種住居地域	亀山市南鹿島町 23-7	45	41	○	○
④	C	近隣商業地域	亀山市東丸町 530-5	45	41	○	○
⑤	C	商業地域	亀山市御幸町 243	46	39	○	○
⑥	C	準工業地域	亀山市東御幸町 63	51	45	○	○
⑦	C	工業地域	亀山市布気町 557-1	49	43	○	○
⑧	A	第2種中高層住居専用地域	亀山市野村 3 丁目 10-9	48	37	○	○

注 1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)の基準値

地域の類型 A・B : 昼間 55dB、夜間 45dB

地域の類型 C : 昼間 60dB、夜間 50dB

2) 番号は図 4.1-12 に対応しています。

出典 : 「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

表 4.1-19 道路交通騒音測定結果(平成 29 年度)

番号	道路名	用途地域	測定地点	車線数	地域類型	時間区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準	要請限度
								適合状況	適合状況
A	一般国道 23 号	準工業地域	鈴鹿市南玉垣町	4	C	昼間	74	×	○
						夜間	72	×	×
B	千代崎港線	第 1 種中高層住居専用地域	鈴鹿市岸岡町	2	A	昼間	61	○	○
						夜間	53	○	○
C	一般国道 306 号	その他の地域	亀山市川崎町	2	—	昼間	73	—	—
						夜間	69	—	—

注 1) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)の基準値

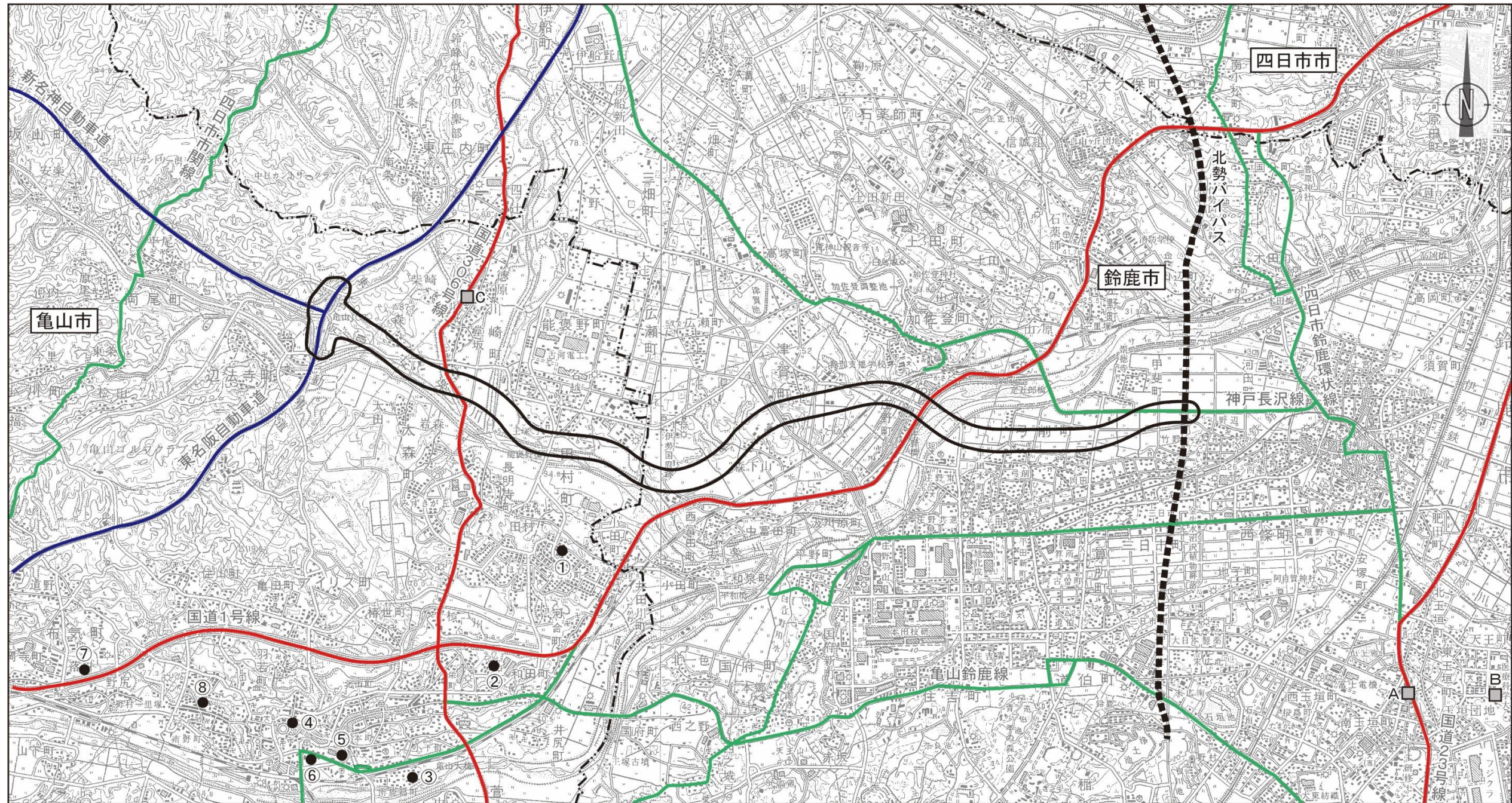
昼間 70dB、夜間 65dB

2) 自動車騒音の要請限度(幹線交通を担う道路に近接する空間)の規制値

昼間 75dB、夜間 70dB

3) 番号は図 4.1-12 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)



凡例			
記号	番号	位置	備考
●	①	亀山市みどり町 29-8	一般環境騒音測定
	②	亀山市和田町 1236-87	
	③	亀山市南鹿島町 23-7	
	④	亀山市東丸町 530-5	
	⑤	亀山市御幸町 243	
	⑥	亀山市東御幸町 63	
	⑦	亀山市布気町 557-1	
	⑧	亀山市野村 3丁目 10-9	

凡例				
記号	番号	位置	道路名	備考
■	A	鈴鹿市南玉垣町	一般国道 23 号	騒音測定交通
■	B	鈴鹿市岸岡町	千代崎港線	
■	C	亀山市川崎町	一般国道 306 号	
—			高速自動車国道	
—			一般国道	
—			主要地方道	
○			都市計画対象道路事業実施区域	

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」
 (平成 30 年 10 月、三重県)
 「騒音・振動調査地点詳細位置」(三重県)

図番号	図 4.1-12
図名	騒音測定地点位置図
S = 1:50,000 	

4) 振動の状況

対象区域では、亀山市の6地点で道路交通振動の測定を行っています。これらの測定結果は、表 4.1-20 に、測定地点の位置は、図 4.1-13 に示すとおりです。

道路交通振動の全ての測定地点において、要請限度を達成しています。

表 4.1-20 道路交通振動測定結果(平成 29 年度)

番号	道路名	測定地点	用途地域	振動レベル (dB)		要請限度の 適合状況 (達成○、超過 ×)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
①	県道亀山停車場 石水溪線	亀山市東丸町 517-51	第1種住居地域	32	<30	○	○
②	県道亀山城跡線	亀山市野村 4 丁目 50-4	準工業地域	34	<30	○	○
③	一般国道 1 号	亀山市布気町 1298-3	工業地域	32	<30	○	○
④	一般国道 306 号	亀山市上野町 570-8	工業地域	41	34	○	○
⑤	市道駅前和田線	亀山市和田町 813	第1種住居地域	30	<30	○	○
⑥	一般国道 1 号	亀山市井田川町 75	第1種住居地域	33	31	○	○

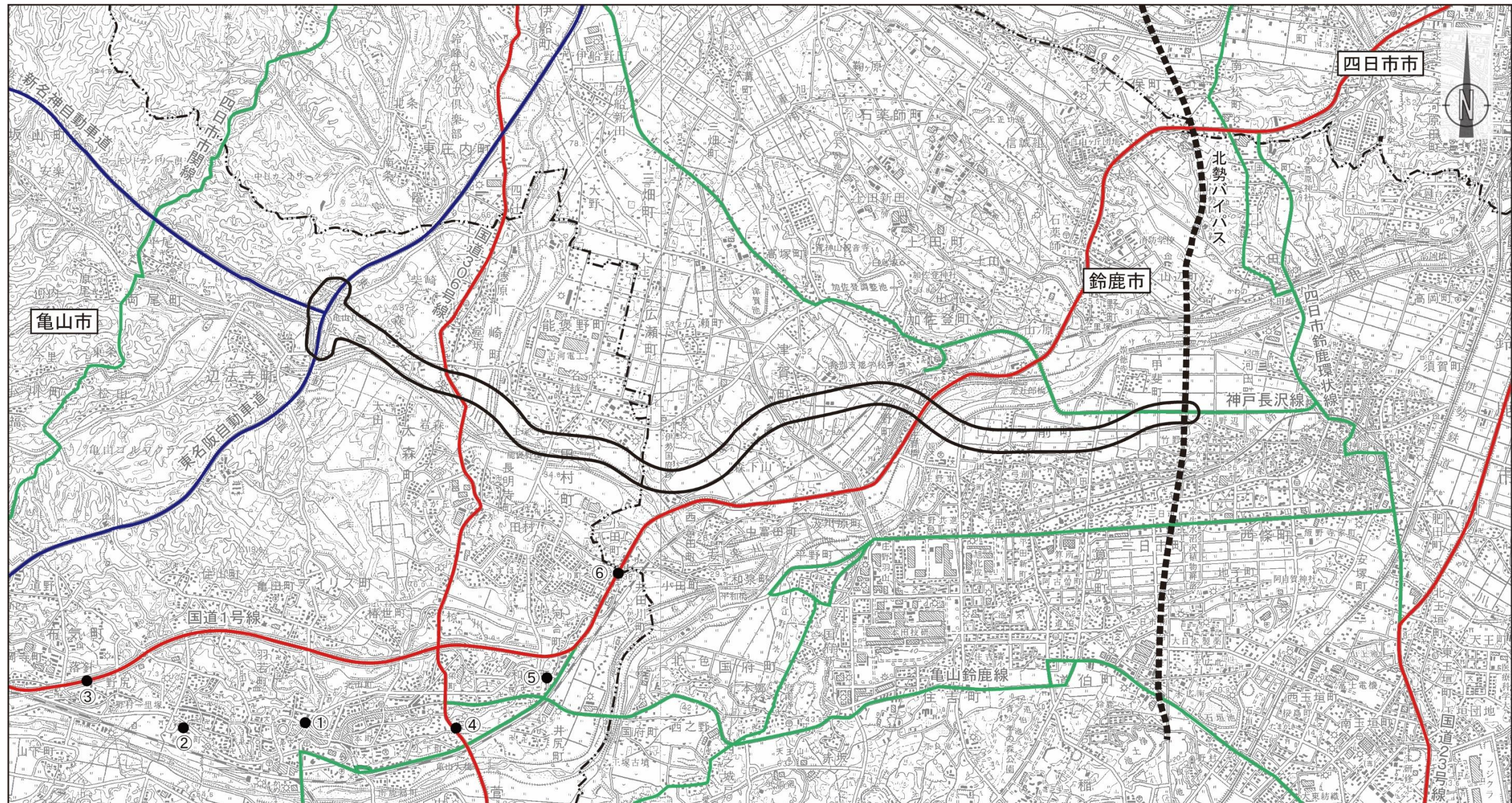
注 1) 振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度(要請限度)

第 1 種区域：昼間 65dB、夜間 60dB

第 2 種区域：昼間 70dB、夜間 65dB

2) 番号は図 4.1-13 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)



凡例				
記号	番号	位置	道路名	備考
●	①	亀山市東丸町 517-51	県道亀山停車場石水溪線	道路交通振動測定
	②	亀山市野村 4丁目 50-4	県道亀山城跡線	
	③	亀山市布気町 1298-3	一般国道 1号	
	④	亀山市上野町 570-8	一般国道 306号	
	⑤	亀山市和田町 813	市道駅前和田線	
	⑥	亀山市井田川町 75	一般国道 1号	
— (Blue line)			高速自動車国道	
— (Red line)			一般国道	
— (Green line)			主要地方道	
○ (Black outline)			都市計画対象道路事業実施区域	

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」（平成 30 年 10 月、三重県）
「騒音・振動調査地点詳細位置」（三重県）

図番号	図 4.1-13
図名	道路交通振動測定地点位置図
S = 1:50,000 	

5) その他の大気に係る環境の状況

対象区域には、風害及び低周波音に係る調査結果はありません。

4.1.2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象の状況

対象区域には、一級河川である鈴鹿川水系があります。鈴鹿川は、鈴鹿山脈・布引山地の交わる箇所を水源とし、流路延長が37.97kmの河川です。対象区域を流れる一級河川は、幹川である鈴鹿川を含めて全部で21河川あり、鈴鹿川以外の河川は全て鈴鹿川の支川です。

また、対象区域を流れる二級河川は、金沢川^{かなざい}の支川である田古知川^{たこち}の1河川があります。

これらの対象区域内の河川の概要は、表4.1-21及び表4.1-22に、位置は、図4.1-14に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域は鈴鹿川、安楽川、八島川、御幣川^{おんべ}、芥川の5河川の一級河川を通過します。

表 4.1-21(1) 対象区域内の河川の概要(一級河川)

番号	河川名	上流端	下流端	流路延長 (m)	認定告示 年月日・番号
1	幹川 鈴鹿川	左岸：鈴鹿郡関町大字坂下字大滝 691-1 地先 右岸：同町同大字同字 689 地先		37,971	T6.5.29 第 211 号 S4.8.6 第 522 号 S42.3.21 第 170 号 S42.5.25 政第 75 号
2	鈴鹿川派川 内部川	四日市市水沢町字冠山 29 番地先の砂防金山堰堤下流端		18,800	S3.11.8 第 776 号 S42.5.25 政第 75 号 S45.4.20 政第 80 号
3	鈴鹿川支川 浪瀬川	鈴鹿市下大久保町字下寺井 322 番地先の寺井池からの流出点	鈴鹿川への合流点	7,305	S36.4.1 第 178 号-5 S42.3.21 第 170 号 S42.5.25 政第 75 号
4	鈴鹿川支川 椎山川	左岸：鈴鹿市深溝町字南東野 206 番地先 右岸：同市同町字口明 458 番の 1 地先		5,000	S36.4.1 第 178 号-5 S42.5.25 政第 75 号 S42.4.20 政第 80 号
5	椎山川支川 蒲川	鈴鹿市上田町字横堀 2140 番の 3 地先の大沢池からの流出点	椎山川への合流点	4,280	S36.4.1 第 178 号-5 S42.3.31 第 170 号
6	鈴鹿川支川 芥川	鈴鹿市伊船町字畑田 1571 番地先の竜ヶ池からの流出点	鈴鹿川への合流点	9,370	S33.4.1 第 172 号-3 S42.3.21 第 170 号 S42.5.25 政第 75 号
7	鈴鹿川支川 安楽川	左岸：亀山市安坂山町字南矢原 1400 番地先 右岸：同市同町字岩坪 1175 番地先		13,830	S3.5.14 第 343 号 S4.8.6 第 522 号 S42.5.25 政第 75 号
8	安楽川支川 御幣川	鈴鹿市小岐須町字示祓塚 1186 番地先の無名滝流出点	安楽川への合流点	10,000	S3.5.14 第 343 号 S42.5.25 政第 75 号 S42.4.20 第 80 号
9	安楽川支川 八島川	鈴鹿市西庄内町字奥畑 916 番地先の堂塚橋		7,054	S4.8.6 第 522 号 S42.3.21 第 170 号 S42.5.25 政第 75 号
10	八島川支川 亀淵川	鈴鹿市西庄内町字檜ノ木川 2437 番の 1 地先の砂防堰堤下流端	八島川への合流点	2,670	S42.3.31 第 170 号 S42.5.25 政第 75 号 S50.4.11 政第 707 号
11	亀淵川支川 兔田川	左岸：鈴鹿市西庄内町字石頭頂 2259 番地先 右岸：同市同大字同字 2257 番の 1 地先	亀淵川への合流点	1,240	S50.4.11 政第 707 号
12	八島川支川 寺川	鈴鹿市西庄内町字田ノ神 2750 番の 1 地先の県道橋	八島川への合流点	2,000	S50.4.11 政第 707 号
13	八島川支川 源明川	鈴鹿市西庄内町字虎の滝 5115 番の 3 地先の虎の滝橋		3,800	S42.3.31 第 170 号 S42.5.25 政第 75 号
14	安楽川支川 原田川	左岸：亀山市辺法寺町字明戸 1536 番地先 右岸：同市同町字大山田 1181 番地先		900	S42.3.31 第 170 号 S42.5.25 政第 75 号 S51.6.29 第 406 号
15	安楽川支川 前田川	亀山市白木町字河内 1207 番地先の天狗橋		6,000	S25.11.17 第 770 号 S42.3.31 第 170 号 S42.5.25 政第 75 号
16	安楽川支川 大門川	亀山市両尾町字見上 741 番地先	安楽川への合流点	2,400	S42.3.31 第 170 号 S42.5.25 政第 75 号
17	安楽川支川 我女川	亀山市両尾町字太曾 2699 番の 2 地先の砂防堰堤下流端		870	S50.4.11 政第 707 号
18	安楽川支川 水晶谷川	左岸：亀山市安坂山町字水晶山 825 番地先 右岸：同市同町字下垣内 863 番の 1 地先		400	S50.4.11 政第 707 号

注)番号は図 4.1-14 に対応しています。

出典：「河川認定調書」(平成 14 年 5 月、三重県県土整備部河川チーム)

表 4.1-21(2) 対象区域内の河川の概要(一級河川)

番号	河川名	上流端	下流端	流路延長(m)	認定告示年月日・番号
19	鈴鹿川支川 椋川	亀山市白木町字中里 2946 番地先の下の橋	鈴鹿川への合流点	10,310	S22.3.8 第137号 S25.11.17 第770号 S40.1.22 第36号 S42.5.25 政第75号
20	椋川支川 亀田川	左岸：亀山市住山町字東山 742 番地先 右岸：同市同町字安の山 211 番地先	椋川への合流点	2,300	S42.3.31 第170号 S42.5.25 政第75号
21	鈴鹿川支川 竜川	亀山市布気町字道野 585 番地先の牛櫃橋	鈴鹿川への合流点	4,250	S37.4.1 第209号-2 S42.3.31 第170号 S42.5.25 政第75号

注)番号は図 4.1-14 に対応しています。

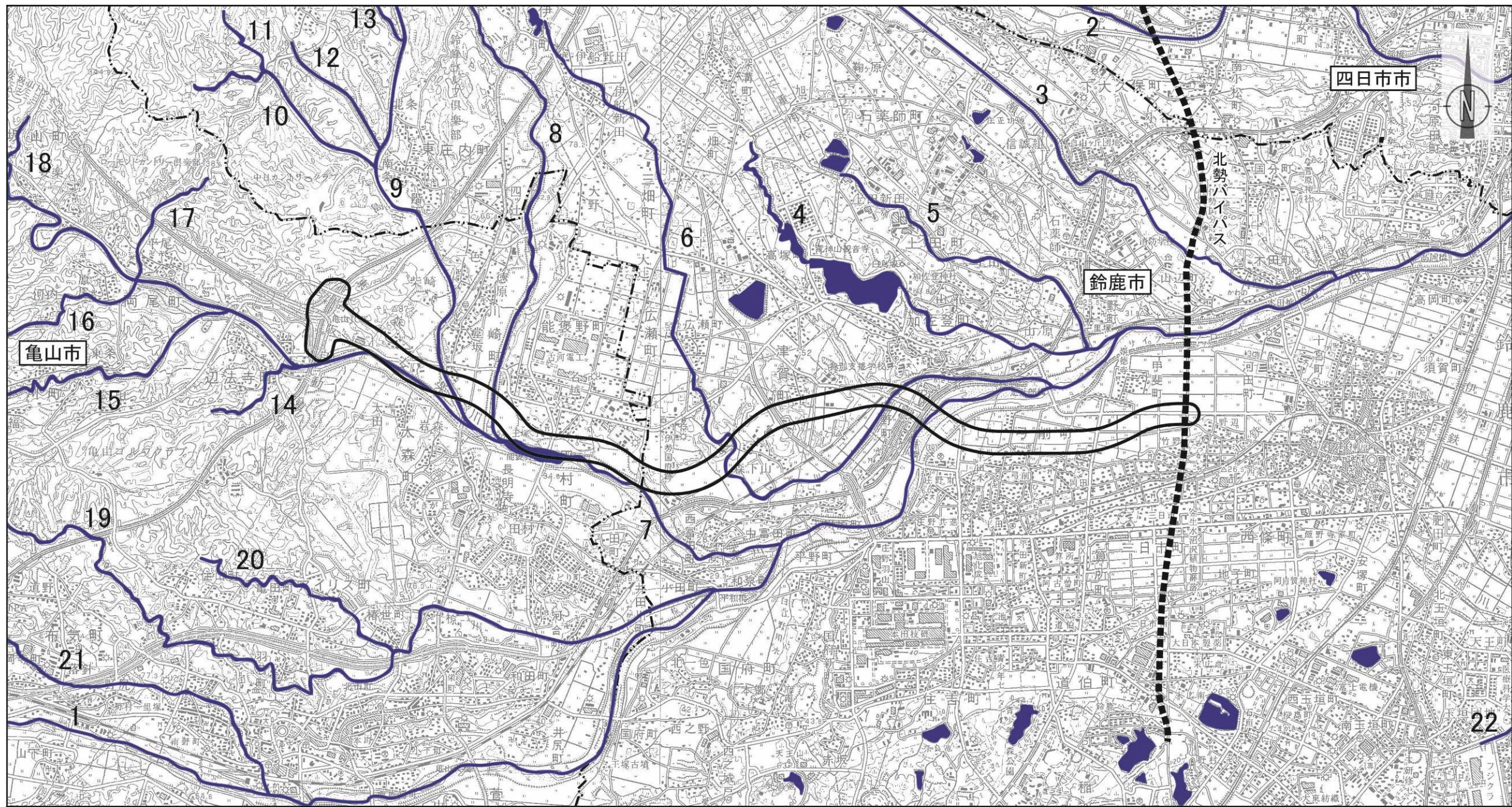
出典：「河川認定調書」(平成14年5月、三重県県土整備部河川チーム)

表 4.1-22 対象区域内の河川の概要(二級河川)

番号	河川名	上流端	下流端	流路延長(m)	認定告示年月日・番号
22	かなさい 金沢川支川 たごち 田古知川	左岸：鈴鹿市岸岡町字八反坪 1407 番地先 右岸：同市同町字小谷 1566 番地先	かなさい 金沢川への合流点	1,275	S40.1.22 第36号

注)番号は図 4.1-14 に対応しています。

出典：「河川認定調書」(平成14年5月、三重県県土整備部河川チーム)



凡 例					
記号	一級河川				二級河川
	1 鈴鹿川	7 安楽川	13 源明川	19 棕川	22 田古知川
	2 内部川	8 御幣川	14 原田川	20 亀田川	
	3 浪瀬川	9 八島川	15 前田川	21 竜川	
	4 椎山川	10 亀淵川	16 大門川		
	5 蒲川	11 兎田川	17 我女川		
	6 芥川	12 寺川	18 水晶谷川		
	湖沼、ため池				
	都市計画対象道路事業実施区域				

出典：「鈴鹿建設事務所管内図 河川砂防図」
 (平成 20 年 12 月、三重県)
 「四日市建設事務所管内図 河川砂防図」
 (平成 20 年 12 月、三重県)

図番号	図 4.1-14
図名	河川分布図
S = 1:50,000 	

2) 水質の状況

(1) 類型指定の状況

対象区域では、環境基本法第 16 条に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型に指定されている河川が 3 河川あり、計 6 地点(うち 2 地点は補助地点)で水質調査を行っています。

水域類型の指定状況は、表 4.1-23 に、水域類型の指定箇所及び水質調査地点は、図 4.1-15 に示すとおりです。

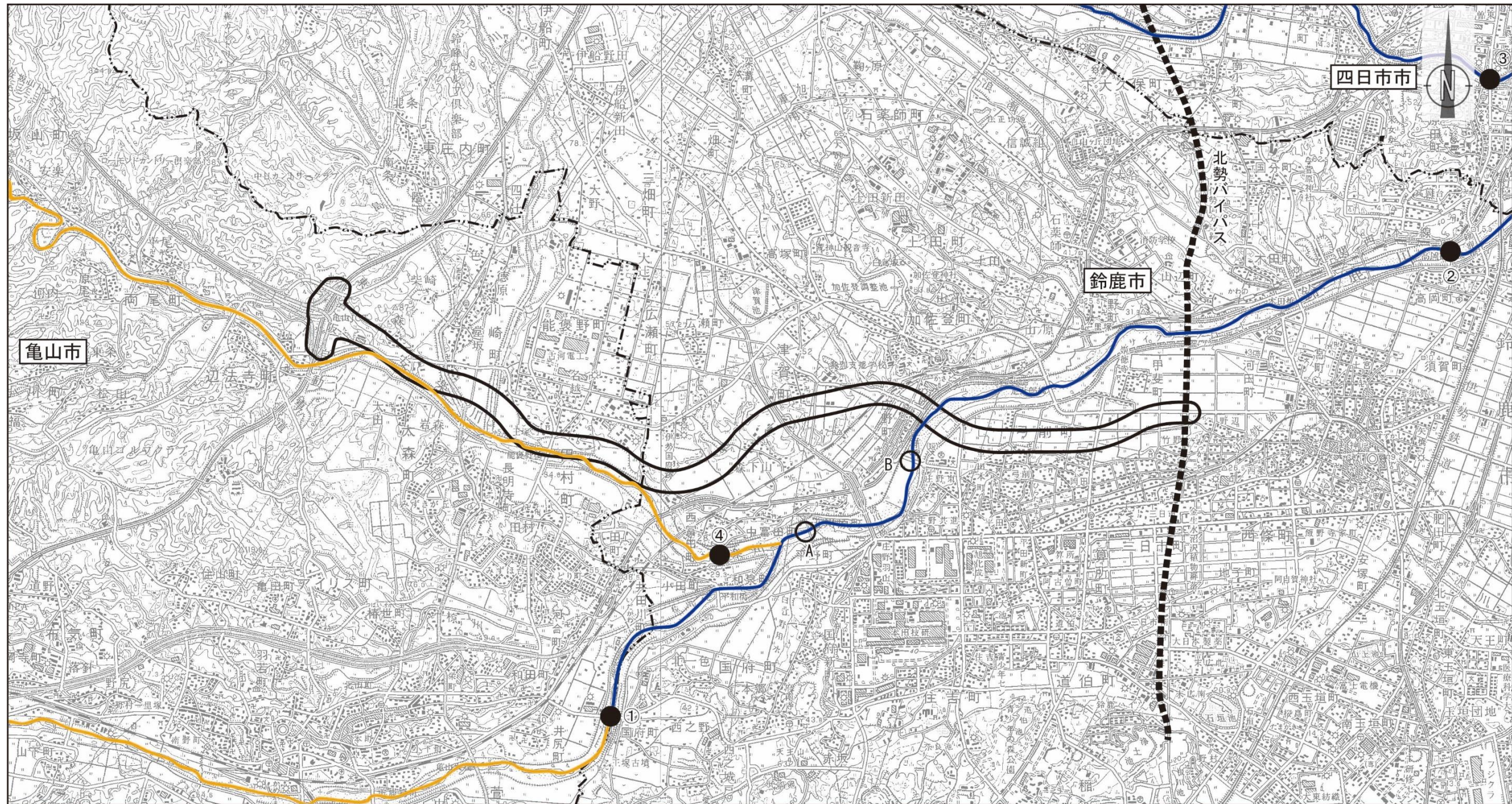
表 4.1-23 水域の類型指定状況及び水質調査地点

番号	水域名	環境基準等 地点名	類型	達成期間	指定年月日 (見直し年月日)
①	鈴鹿川上流(2)	鈴国橋	AA	直ちに達成	S45.9.1(H7.3.28)
②	鈴鹿川中流	高岡橋	A	直ちに達成	S45.9.1(H7.3.28)
③	^{うつべ} 内部川(全域)	河原田橋	A	直ちに達成	S45.9.1(H8.3.29)
④	安楽川(全域)	和泉橋	AA	直ちに達成	H10.3.31
A	鈴鹿川中流	中富田	(A)	—	S45.9.1(H7.3.28)
B	鈴鹿川中流	庄野橋	(A)	—	S45.9.1(H7.3.28)

注 1) 表中の類型の()は、補助地点であることを示しています。

2) 番号は図 4.1-15 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)



凡 例				
記号	番号	水域名	地点名	備考
●	①	鈴鹿川上流(2)	鈴国橋	常時監視点 (環境基準点)
	②	鈴鹿川中流	高岡橋	
	③	内部川(全域)	河原田橋	
	④	安楽川(全域)	和泉橋	
○	A	鈴鹿川中流	中富田	常時監視点 (補助地点)
	B	鈴鹿川中流	庄野橋	
		AA類型		
		A類型		
		都市計画対象道路事業実施区域		

出典：「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

図番号	図 4.1-15
図名	水質汚濁に係る環境基準の水域 類型指定状況及び水質調査地点
S = 1:50,000 	

(2) 水質測定結果

① 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準が設けられている項目）

表 4.1-23 及び図 4.1-15 に示す水質調査地点における平成 29 年度の生活環境項目の水質測定結果は、表 4.1-24 に、平成 25 年度から平成 29 年度までの経年変化は、図 4.1-16～図 4.1-19 に示すとおりです。

測定結果によると、大腸菌群数は 6 地点で環境基準を達成していません。水素イオン濃度（pH）については、3 地点で環境基準値を上回る調査回がありました。

水質測定結果の経年変化は、概ね安定した値を示しています。

表 4.1-24 生活環境項目の水質測定結果（平成 29 年度）

番号	水域名	環境基準等地点名	類型	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	大腸菌群数
				—	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)
①	鈴鹿川上流 (2)	鈴国橋	AA	7.6 (7.2～8.1)	10.6	0.5	1.0	2.3×10 ³
②	鈴鹿川中流	高岡橋	A	7.7 (7.3～8.2)	11.1	0.8	2.1	5.4×10 ³
③	うっべ内部川 (全域)	河原田橋	A	7.7 (7.4～8.0)	10.7	1.0	5.7	1.5×10 ⁴
④	安楽川 (全域)	和泉橋	AA	8.2 (7.4～9.0)	11.9	0.5	1.3	3.5×10 ³
A	鈴鹿川中流	中富田	(A)	7.9 (7.2～9.1)	11.4	0.7	3.3	2.2×10 ⁴
B	鈴鹿川中流	庄野橋	(A)	7.8 (7.3～9.3)	10.6	0.6	1.8	1.0×10 ⁴
生活環境の保全に関する環境基準(河川) ^{注1}			AA	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/100mL 以下
			A	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000MPN/100mL 以下
			B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/100mL 以下
			C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—

注 1) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 46 号)

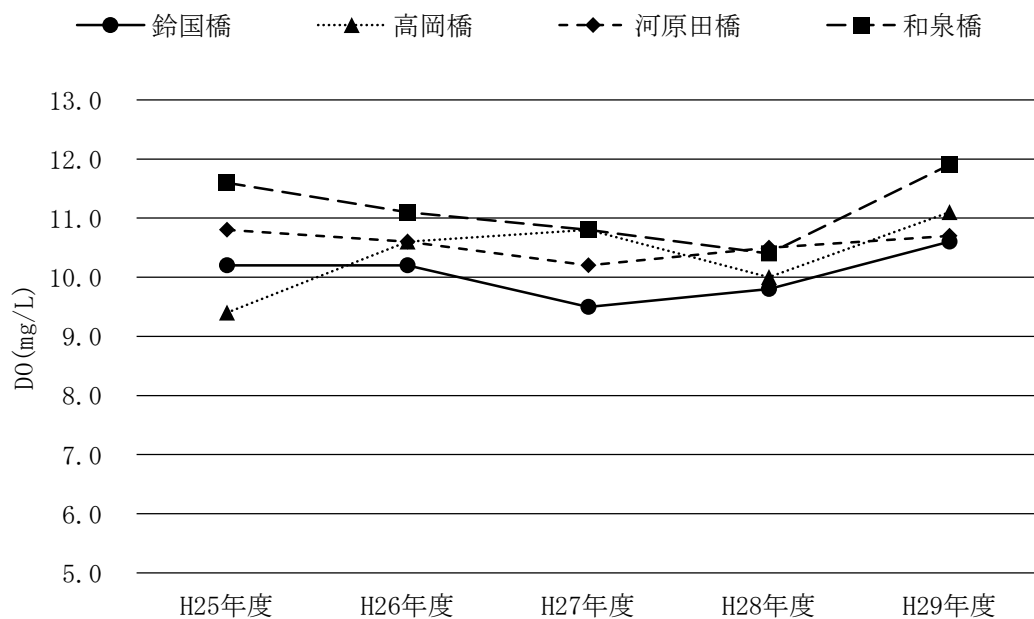
2) 表中の数値は、1 年間の測定値のうち BOD については 75%値、その他については平均値です。pH については () 内に年間の最小～最大を示しています。75%値とは測定値の昇順に並べた際の全体の 75%目にあたる数値です。

3) は環境基準を達成していないことを示します。

4) 表中の類型の () は補助地点であることを示し、参考までに環境基準との比較を行っています。

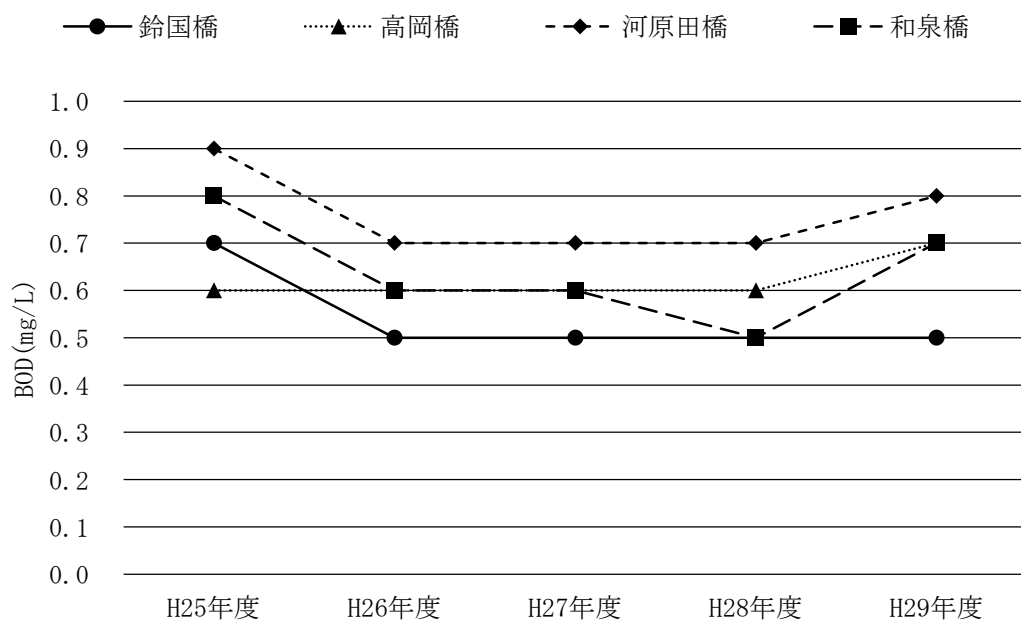
5) 番号は図 4.1-15 に対応しています。

出典：「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 30 年 8 月、三重県環境生活部)



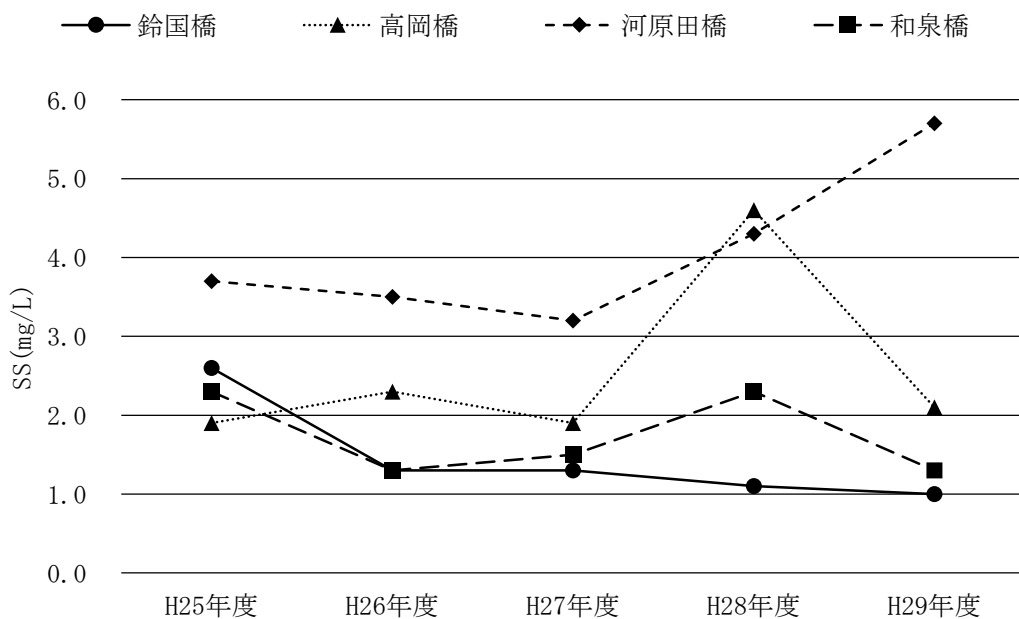
出典：「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 30 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 29 年 9 月、三重県環境生活部）
「平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 28 年 11 月、三重県環境生活部）
「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 27 年 7 月、三重県環境生活部）
「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）

図 4.1-16 溶存酸素量 (DO) の経年変化 (年平均値)



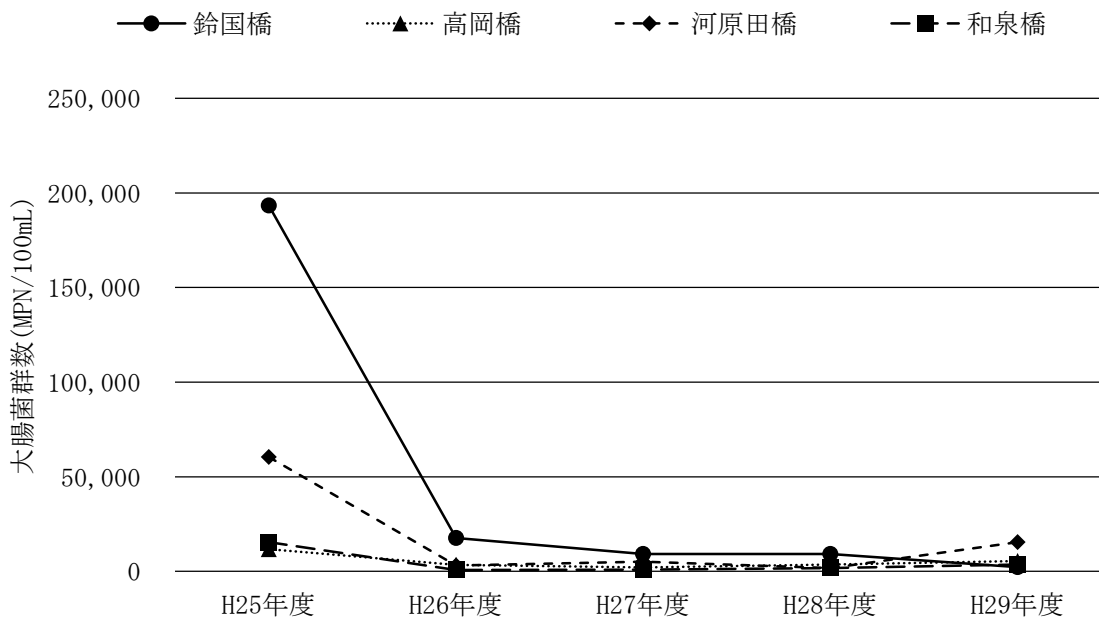
出典：「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 30 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 29 年 9 月、三重県環境生活部）
「平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 28 年 11 月、三重県環境生活部）
「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 27 年 7 月、三重県環境生活部）
「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）

図 4.1-17 生物化学的酸素要求量 (BOD) の経年変化 (年平均値)



出典：「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 30 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 29 年 9 月、三重県環境生活部）
「平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 28 年 11 月、三重県環境生活部）
「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 27 年 7 月、三重県環境生活部）
「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）

図 4.1-18 浮遊物質（SS）の経年変化（年平均値）



出典：「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 30 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 29 年 9 月、三重県環境生活部）
「平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 28 年 11 月、三重県環境生活部）
「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 27 年 7 月、三重県環境生活部）
「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）

図 4.1-19 大腸菌群数の経年変化（年平均値）

② 健康項目（人の健康の保護に関する環境基準が設けられている項目）

表 4.1-23 及び図 4.1-15 に示す水質調査地点における平成 29 年度の健康項目の水質測定結果は、表 4.1-25 に示すとおりです。

測定結果によると、健康項目については全ての地点で環境基準を達成しています。

表 4.1-25 健康項目の水質測定結果（平成 29 年度）

単位：mg/L

	①	②	③	④	環境基準 ^{注1}
	鈴鹿川上流 (2)	鈴鹿川中流	内部川 <small>みづべ</small>	安楽川	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	<0.0005	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.60	2.04	2.95	1.08	10 以下
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	0.02	0.02	0.02	<0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 46 号）

2) 表中の数値は、年間平均値を示しています。

3) 表中の記号 <：報告下限値未満 —：未測定

なお、「報告下限値」とは、「公共用水域水質測定結果の報告について」（平成 5 年 3 月 29 日環水規第 51 号、最終改正：平成 11 年 3 月 12 日環水規 80 号）で設定された報告下限値です。

4) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

5) 番号は図 4.1-15 に対応しています。

出典：「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 30 年 8 月、三重県環境生活部）

(3) ダイオキシン類

対象区域におけるダイオキシン類による水質の汚濁の測定は、表 4.1-23 及び図 4.1-15 に示す水質調査地点のうち高岡橋(鈴鹿川中流)の1地点で行っています。平成29年度のダイオキシン類測定結果は、表 4.1-26 に、平成25年度から平成29年度までの経年変化は、図 4.1-20 に示すとおりです。

測定結果によると、ダイオキシン類の環境基準を達成しています。また、ダイオキシン類測定結果の経年変化は、概ね安定した値を示しています。

表 4.1-26 ダイオキシン類の測定結果(平成29年度)

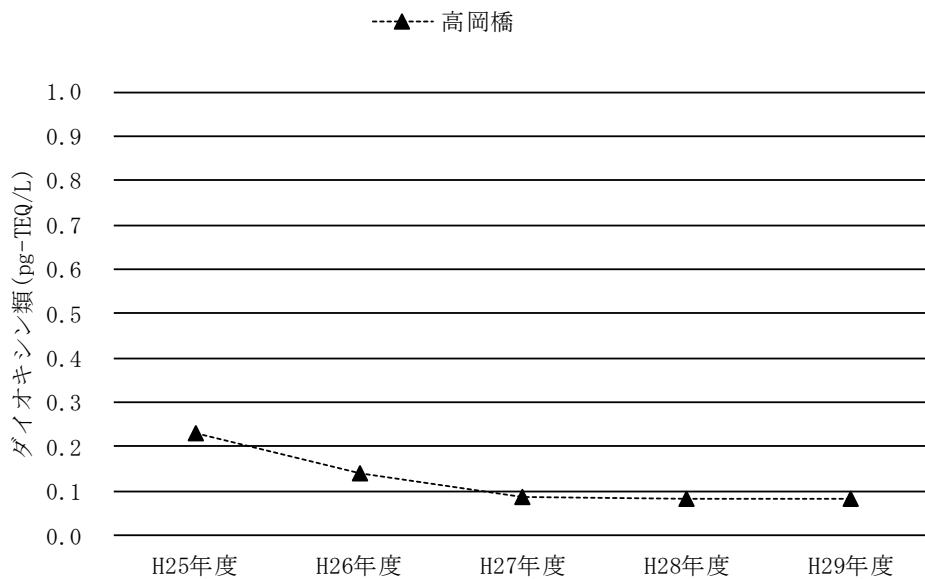
番号	水域名	環境基準等地点名	測定値
			ダイオキシン類(pg-TEQ/L)
②	鈴鹿川中流	高岡橋	0.080
環境基準 ^{注2}			1 pg-TEQ/L 以下

注1)測定値は年平均値を示します。

2)「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正:平成21年3月31日環境省告示第11号)

3)番号は図 4.1-15 に対応しています。

出典:「平成29年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成30年11月、三重県環境生活部)



出典:「平成29年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成30年11月、三重県環境生活部)
 「平成28年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成29年9月、三重県環境生活部)
 「平成27年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成28年8月、三重県環境生活部)
 「平成26年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成27年12月、三重県環境生活部)
 「平成25年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成26年9月、三重県環境生活部)

図 4.1-20 ダイオキシン類測定結果の経年変化(年平均値)

3) 水底の底質の状況

(1) 公共用水域の底質

対象区域においては、公共用水域における水底の底質に係る重金属等の調査結果はありません。

(2) ダイオキシン類

対象区域におけるダイオキシン類による水底の底質に汚染に係る測定は、表 4.1-23 及び図 4.1-15 に示す水質調査地点のうち高岡橋(鈴鹿川中流)の1地点で行っています。平成29年度のダイオキシン類測定結果は、表 4.1-27 に、平成25年度から平成29年度までの経年変化は、図 4.1-21 に示すとおりです。

測定結果によると、ダイオキシン類の環境基準を達成しています。また、ダイオキシン類測定結果の経年変化は、概ね安定した値を示しています。

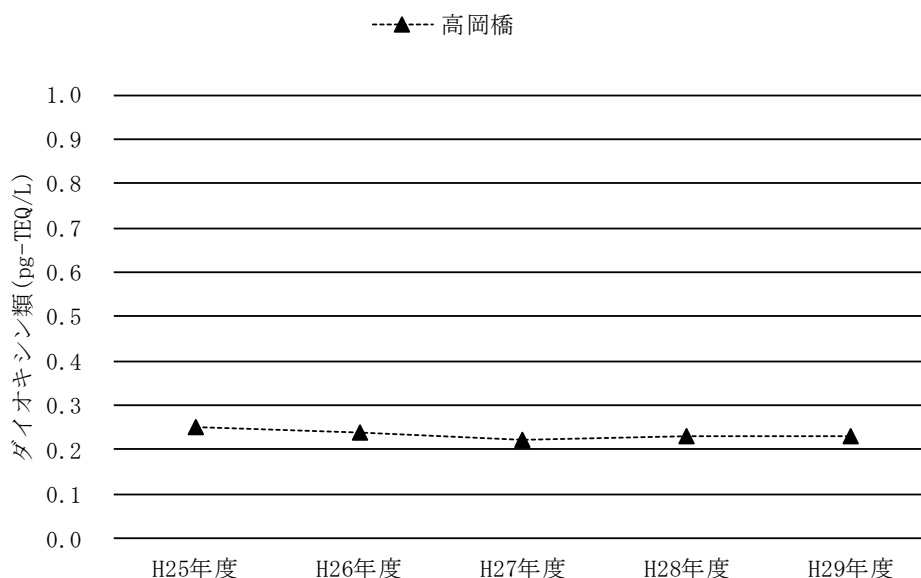
表 4.1-27 ダイオキシン類の測定結果(平成29年度)

番号	水域名	環境基準等地点名	測定値
			ダイオキシン類(pg-TEQ/g)
④	鈴鹿川中流	高岡橋	0.23
環境基準 ^{注1}			150pg-TEQ/g 以下

注1) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正:平成21年3月31日環境省告示第11号)

2) 番号は図 4.1-15 に対応しています。

出典: 「平成29年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成30年11月、三重県環境生活部)



出典: 「平成29年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成30年11月、三重県環境生活部)
「平成28年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成29年9月、三重県環境生活部)
「平成27年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成28年8月、三重県環境生活部)
「平成26年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成27年12月、三重県環境生活部)
「平成25年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成26年9月、三重県環境生活部)

図 4.1-21 ダイオキシン類の経年変化(年平均値)

4) その他の水に係る環境の状況（地下水の状況）

三重県では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため4年サイクルで県内を一巡する「概況調査」と、過去の概況調査等で環境基準を超過して検出された地点において地下水質の状況を経年的に監視するための「定期モニタリング調査」を行っています。

対象市では、鈴鹿市の1箇所定期モニタリング調査が実施されています。地下水の定期モニタリング調査結果は、表4.1-28に示すとおりです。

測定結果によると、トリクロロエチレンの環境基準が超過しています。

表 4.1-28 地下水の定期モニタリング調査結果(平成29年度)

単位：mg/L

調査地点名	鈴鹿市地子町		環境基準 ^{注1}
	用途	その他	
採水年月日	H30.1.19		
環境基準健康項目	カドミウム	—	0.003以下
	全シアン	—	検出されないこと
	鉛	—	0.01以下
	六価クロム	—	0.05以下
	砒素	—	0.01以下
	総水銀	—	0.0005以下
	アルキル水銀	—	検出されないこと
	PCB	—	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.08	0.01以下
	テトラクロロエチレン	—	0.01以下
	四塩化炭素	—	0.002以下
	ジクロロメタン	—	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	0.002以下
	塩化ビニルモノマー	<0.0002	0.002以下
	チウラム	—	0.006以下
	シマジン	—	0.003以下
	チオベンカルブ	—	0.02以下
	ベンゼン	—	0.01以下
セレン	—	0.01以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	10以下	
ふっ素	—	0.8以下	
ほう素	—	1以下	
1,4-ジオキサン	—	0.05以下	

注1)「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正：令和2年3月30日環境省告示35号)

2)表中の数値は、年間平均値を示しています。

3)表中の記号 <：報告下限値未満 —：未測定

4)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

出典：「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成30年8月、三重県環境生活部)